

# 固定資産に係る事項の閲覧等ができる者

(地方税法第 382 条の 2、第 382 条の 3)

## ・ 閲覧できる者及びその対象 (地方税法施行令第 52 条の 14)

固定資産税の納税義務者	当該納税義務に係る固定資産
土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る。) を有する者	当該権利の目的である土地
家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る。) を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地
固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者※	当該権利の目的である固定資産

## ・ 証明書の交付を受けることができる者及びその対象 (地方税法施行令第 52 条の 15)

土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る。) を有する者	当該権利の目的である土地	法に規定するすべての登録事項
家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利 (対価が支払われるものに限る。) を有する者	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地	法に規定するすべての登録事項
固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者※	当該権利の目的である固定資産	法に規定するすべての登録事項
民事訴訟費用等に関する法律、別表第一の一の項から七の項まで、十の項、十一の二の項口、十三の項及び十四の項の上欄に掲げる申立てをしようとする者	当該申立ての目的である固定資産	課税標準額や仮換地等に係る所有者に関する事項を除く事項

### ※総務省令で定める者 (地方税法施行規則第 12 条の 4)

- 1、所有者
- 2、破産法第七十四条の規定により破産管財人に選任された者  
同法第九十一条第二項の規定により保全管理人に選任された者
- 3、会社更生法第三十条第二項の規定により保全管理人に選任された者  
同法第四十二条第一項の規定により管財人に選任された者
- 4、預金保険法第七十七条第二項の規定により金融整理管財人に選任された者  
同法第二百六条の五第一項の規定による特定管理を命ずる処分があつた場合における預金保険機構
- 5、農水産業協同組合貯金保険法第八十五条第二項の規定により管理人に選任された者
- 6、保険業法第二百四十二条第二項の規定により保険管理人に選任された者
- 7、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第十一条第二項の規定により金融整理管財人に選任された者
- 8、民事再生法第六十四条第二項の規定により管財人に選任された者  
同法第七十九条第二項の規定により保全管理人に選任された者
- 9、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第三十二条第二項の規定により承認管財人に選任された者  
同法第五十一条第二項の規定により保全管理人に選任された者

◆所有者と納税義務者以外の者が申請する場合は、これらの項目に当てはまるものがある書類を添付してください